

第二十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 単位・千円

資産の部

流動資産 五五六、九二六

固定資産 五六、二三五

合計 六一三、一六二

負債及び純資産の部

流動負債 二〇一、三七七

固定負債 二七、七五三

株主資本 三八四、〇三一

資本金 一〇、〇〇〇

利益剰余金 三七四、〇三一

その他利益剰余金 三二、二二三

合計 六一三、一六二

令和八年六月十五日

大阪市住之江区平林北二丁目二番七号

砂金瓦斯工業株式会社

代表取締役 宇野 裕司

第七十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 単位・千円

資産の部

流動資産 三二二、一二六

固定資産 二二三、三六〇

合計 五五五、四八七

負債及び純資産の部

流動負債 三〇七、一四六

固定負債 三八、二八七

株主資本 二一〇、〇五三

資本金 五〇、〇〇〇

利益剰余金 一六〇、〇五三

利益準備金 二、五六〇

その他利益剰余金 一五七、四九三

合計 五五五、四八七

令和八年六月十五日

和歌山県和歌山市栗一九二番地

カトウ酸素株式会社

代表取締役 稲葉 健司

第三百三十期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 単位・千円

資産の部

流動資産 二、六九〇、九九八

固定資産 三八七、四四四

合計 三、〇七八、四四三

負債及び純資産の部

流動負債 一、四二六、三九七

固定負債 二六、八九一

株主資本 一、六二五、一五三

資本金 二〇、〇〇〇

資本剰余金 三二三、八六五

資本準備金 一二、九八六

その他資本剰余金 三〇〇、八七九

利益剰余金 一、二九一、二八八

利益準備金 五、〇〇〇

その他利益剰余金 一、二八六、二八八

合計 三、〇七八、四四三

令和八年六月二十六日

広島県広島市中区上幟町七番三号

中国酸素株式会社

代表取締役 磯田 光功

第七十期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 単位・千円

資産の部

流動資産 一三一、九〇七

固定資産 七八、〇二七

合計 二〇九、九三四

負債及び純資産の部

流動負債 七五、七二八

固定負債 一三四、一八一

株主資本 一〇、〇〇〇

資本金 一二四、一八一

利益剰余金 二、五〇〇

利益準備金 二、五〇〇

その他利益剰余金 二二、六八一

合計 二〇九、九三四

令和八年六月十八日

山口県下関市彦島迫町一丁目一番三〇号

株式会社三和ガス商会

代表取締役 福井 雅則

第三十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 単位・千円

資産の部

流動資産 六八、六七〇

固定資産 六、八六八

合計 七五、五三九

負債及び純資産の部

流動負債 二九、九二四

固定負債 六〇

株主資本 四五、五五五

資本金 一〇、〇〇〇

資本剰余金 三五、五五五

利益剰余金 三五、五五五

その他利益剰余金 七五、五三九

合計 七五、五三九

令和八年六月十九日

愛媛県松山市南吉田町二〇六番地一

協亜ガス工業株式会社

代表取締役 松本 誠治

第四十九期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 単位・千円

資産の部

流動資産 四一四、八七一

固定資産 一〇、四五〇

合計 四二五、三二二

負債及び純資産の部

流動負債 二〇七、一五〇

固定負債 一八、八八三

株主資本 一九九、二八八

資本金 三〇、〇〇〇

資本剰余金 四五、〇〇〇

その他資本剰余金 四四、〇〇〇

利益剰余金 一二四、二八八

利益準備金 四、七七〇

その他利益剰余金 一九、五一八

合計 四二五、三二二

令和八年六月三十日

北九州市戸畑区牧山五丁目一番一〇号

ウエルディングガス九州株式会社

代表取締役 中田 康尚

第四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 単位・千円

資産の部

流動資産 二〇二、四四八

固定資産 二〇二、四九三

合計 四〇四、九四一

負債及び純資産の部

流動負債 一三七、五〇二

株主資本 六四、九九一

資本金 三〇、〇〇〇

資本剰余金 三〇、〇〇〇

資本準備金 三〇、〇〇〇

利益剰余金 四、九九一

その他利益剰余金 四、九九一

合計 二〇二、四九三

令和八年六月三十日

福岡県北九州市戸畑区牧山五丁目一番一〇号

北九州ガスセンター株式会社

代表取締役 福井 雅則

第二十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨 (単位・円)

資産の部

資産の部計 二、二〇七、四四三

負債及び正味財産の部 (単位・円)

負債の部計 三九九、七二四

正味財産の部計 一、八〇七、七一九

負債及び正味財産の部計 二、二〇七、四四三

令和八年七月三十一日

愛知県豊橋市駅前大通三丁目五三番地

特定非営利活動法人穂の国森づくりの会

理事長 神野 吾郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡池田町字旭町三丁目二七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 岡 いづみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月三十一日

北海道帯広市西四条南十丁目三四番地セン

ターシティー 鈴木茂雄法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 茂雄